

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（11名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	7 番	山 田 成 利 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（2名）

6 番	鈴 木 準 二 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
-----	-----------	-----	-----------

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	藤 塚 正 博 君	企画調整課長	小 森 俊 宏 君
税 務 課 長	桐 山 裕 次 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	吉 野 敬 子 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	藤 江 和 明 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 竹 武 志 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	多 賀 靖 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学校教育課長	小 川 裕 司 君
生涯学習課長	桑 原 和 弘 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	石 川 敦 詞
書 記	説 田 藍 海		

4 議事日程

- 日程第1 議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第2 議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正について
- 日程第3 議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議について

- 日程第 5 議第67号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議第74号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 7 議第75号 令和 6 年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 8 議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- （ 1 ） 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
- （ 2 ） 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- （ 3 ） 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
- 日程第11 議第79号 令和 6 年度垂井町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第12 議第80号 令和 6 年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第13 議第81号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

○議長（若山隆史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、1 番 江上裕子君、2 番 中川泰一君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第1、議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第63号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第2、議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第64号 垂井町ポイ捨て等防止条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第3、議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第65号 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議について

○議長（若山隆史君） 日程第4、議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に

関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第66号 証明書の交付等に関する事務の相互委託の廃止に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第67号 町道路線の認定について

○議長（若山隆史君） 日程第5、議第67号 町道路線の認定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第67号 町道路線の認定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

○議長（若山隆史君） 日程第6、議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（若山隆史君） 日程第7、議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 令和6年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第 8、議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和 6 年 8 月 8 日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表 1 ページにつきまして、御覧いただきますようお願いいたします。改正の趣旨でございます。

令和 6 年 8 月 8 日付人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、議員各位に係ります期末手当の支給割合を年 0.1 月分引き上げ、これまでの年 4.5 月分から年 4.6 月分とするために所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第 1 条は、本年度、令和 6 年度の規定でございます。本条例第 5 条第 2 項の期末手当につきまして、12 月分の支給割合を「100 分の 225」から「100 分の 235」に改正をし、既に支給されております 6 月分の 100 分の 225 と合わせて年間で 100 分の 460、年 4.6 月分とするものでございます。

また、第 2 条は、来年度、令和 7 年度以降に関する規定でございます。先ほど申し上げました第 1 条の「100 分の 235」を「100 分の 230」に改定をし、6 月分及び 12 月分の支給割合をいずれも 100 分の 230 といたすことで、年間で 100 分の 460、年 4.6 月分といたすものでございます。

附則でございます。

附則第 1 項は、この条例は公布の日から施行するものとした上で、第 2 条の規定につきまし

ては令和7年4月1日から施行するものとしております。

あわせて、附則第2項では、第1条の改正後の条例の規定については令和6年12月1日から適用するとしております。

また、附則第3項は、改正前に支給された期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（若山隆史君） 日程第9、議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

議第76号と同様、人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表2ページにつきまして、御覧いただきますようお願いいたします。

改正の趣旨につきましては、先ほどの議第76号と同じく、さきの人事院勧告に伴う国の一般職の給与改定に準じ、特別職職員に係ります期末手当の支給割合を年0.1月分引き上げ、これまでの年4.5月分から年4.6月分とするために所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましても、先ほどの議第76号と同様、第1条においては、本年度、令和6年度の12月分の期末手当の支給割合を「100分の225」から「100分の235」に改正し、また第2条において、来年度、令和7年度以降の6月分及び12月分の支給割合を100分の230とし、いずれも年間で100分の460、年4.6月分といたすものでございます。

附則につきましても同じく、附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものとした上で、第2条の規定につきましては令和7年4月1日から施行するものとし、附則第2項では、第1条の改正後の条例の規定については令和6年12月1日から適用するとしております。附則第3項は、改正前に支給された期末手当は、改正後の期末手当の内払いとみなす旨を規定するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用

等に関する条例の一部改正について

(1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(3) 垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

○議長（若山隆史君） 日程第10、議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

令和6年8月8日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、給料表、期末手当及び勤勉手当等の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） 議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表は3ページからでございます。

改正の趣旨につきましては、先ほどの議第76号及び議第77号と同じで、さきの人事院勧告に準じ、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

第1条は、垂井町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

本条例第9条の2は、初任給調整手当に関する規定でございますが、この第1項第1号の医師及び歯科医師である職員の手当額を月額「41万5,600円」から月額「41万6,600円」に、また第2号の医学または歯学の専門的知識を必要とする職の手当の額を月額「5万1,100円」から月額「5万1,600円」にそれぞれ改正をするものでございます。

本条例第19条は、期末手当に関する規定でございます。第2項では、一般職の期末手当について、本年度、令和6年度の12月分の支給割合を「100分の122.5」から「100分の127.5」に、また第3項では、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、同様に12月分の支給割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」とするために必要な改正を行うものでございます。

本条例第20条は、勤勉手当に関する規定でございます。第2項第1号では、一般職の勤勉手当について、本年度、令和6年度の12月分の支給割合を「100分の102.5」から「100分の107.5」に、また第2号では、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきまして、同様に12月分の支給割合を「100分の48.75」から「100分の51.25」とするために必要な改正を行うものでございます。

また、本条例第3条関係の別表第1の行政職給料表につきましては、議案書の2ページから6ページまで、それから新旧対照表では5ページから10ページまでで改めさせていただくものでございます。

続きまして、第2条でございます。こちらは、垂井町職員の給与に関する条例につきまして、一般の人事院勧告に基づき、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正をいたすものでございます。

本条例第19条の期末手当につきましては、第2項におきまして、一般職の期末手当の支給割合を100分の125に、また第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を100分の70とし、令和7年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率といたすものでございます。

本条例第20条の勤勉手当につきましては、第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を100分の105に、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を100分の50とし、令和7年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率といたすものでございます。

続きまして、第3条は垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。

本条例第8条第2項は、特定任期付職員の期末手当でございます。先ほど御説明いたしました垂井町職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条文を整理させていただいた上で、本年度、令和6年度の12月分の支給割合を100分の175に改正をし、また本条例第7条関係の別表の給料表につきまして改めさせていただくものでございます。

続きまして、第4条は、垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例につきまして、令和7年度以降の特定任期付職員の期末手当の支給割合を100分の172.5とし、令和7年度以降の6月分及び12月分の支給割合をいずれも同率といたすものでございます。

最後に、附則でございます。

まず、附則は第5項、第6項から御説明申し上げます。こちらは、垂井町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関するものを記載をさせていただいております。

附則第5項は、垂井町職員の給与に関する条例において、一般職の令和6年度12月分の期末手当の支給割合を100分の127.5に、また勤勉手当の支給割合を100分の107.5に改正をすることに伴いまして、本条例第15条第1項、第16条の2第1項、第27条及び第28条の2の条文中の読替規定をそれぞれ整理をさせていただくものでございます。この読替規定によりまして、会計

年度任用職員の令和6年度12月分の期末手当の支給割合を「100分の68.75」から「100分の71.25」とし、また勤勉手当の支給割合を「100分の48.75」から「100分の51.25」といたすものでございます。

附則第6項は、垂井町職員の給与に関する条例について、一般職の令和7年度以降の期末手当の支給割合を100分の125に、また勤勉手当の支給割合を100分の105に改正をすることに伴いまして、同じく本条例第15条第1項、第16条の2第1項、第27条及び第28条の2の条文中の読替規定を整理をさせていただくものでございます。この読替規定によりまして、会計年度任用職員の期末手当の支給割合を100分の70とし、また勤勉手当の支給割合を100分の50とさせていただくものでございます。

戻りまして、附則は第1項でございます。この条例は公布の日から施行するものとした上で、第2条及び第4条及び附則第6項の規定につきましては、令和7年4月1日から施行するものとしております。

附則第2項では、第1条及び第3条の改正後の条例の規定につきまして、令和6年4月1日から適用するとしております。

附則第3項では、改正前に支給された給与は改正後の給与の内払いとみなす旨を規定をいたすものでございます。

附則第4項は、規則への委任に関する規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第79号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

○議長（若山隆史君） 日程第11、議第79号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第79号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,536万1,000円を追加し、予算総額を106億5,369万8,000円といたすものでございます。

補正の内容は、給与改定等に伴い、人件費の補正をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 総務課長 藤塚正博君。

〔総務課長 藤塚正博君登壇〕

○総務課長（藤塚正博君） ただいま上程されました議第79号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,536万1,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,369万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、給与改定及び職員異動等によります人件費の補正を行うものでございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費におきましては、議員期末手当で36万円、職員手当で12万円、共済費で3万円の増額を、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、給料で915万6,000円、職員手当等で584万5,000円、共済費で110万円の増額を、項2徴税費、目1税務総務費では、給料で139万9,000円、職員手当等で124万2,000円、共済費で35万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては、職員の異動等に伴いまして、給料で550万円、職員手当等で350万円、共済費で100万円の減額をお願いをするものでございます。

目5老人福祉費では、給料で5万2,000円、職員手当等で51万6,000円、共済費で17万円の増額を、項2児童福祉費、目2児童福祉施設費では、給料で1,288万2,000円、職員手当等で526万6,000円、共済費で359万円の増額をそれぞれお願いをするものでございます。

款４衛生費、項１保健衛生費、目６保健センター費につきましては、職員の異動等に伴いまして、給料で150万円、職員手当等で50万円の減額を、また、項２清掃費、目１清掃総務費につきましては、給料で350万円、職員手当等で100万円、共済費で50万円の減額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

目３塵芥処理費におきましては、給料で４万9,000円、共済費で１万9,000円の増額を、款６農林水産業費、項１農業費、目１農業委員会費におきましては、給料で56万8,000円、職員手当等で55万6,000円、共済費で12万円の増額を、目２農業総務費では、給料で24万3,000円、職員手当等で５万7,000円の増額を、款７商工費、項１商工費、目１商工総務費におきましては、給料で38万1,000円、職員手当等で５万円、共済費で５万6,000円の増額を、款８土木費、項１土木管理費、目１土木総務費におきましては、給料で15万4,000円、職員手当等で63万5,000円、共済費で８万円の増額を、項４都市計画費、目１都市計画総務費におきましては、給料で65万9,000円、職員手当等で40万4,000円、共済費で９万円の増額を、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費におきましては、給料で77万円、職員手当等で140万9,000円、共済費で67万円の増額を、項５社会教育費、目１社会教育総務費におきましては、給料で56万円、職員手当等で39万5,000円、共済費で21万円の増額を、目６文化会館費におきましては、給料で９万8,000円の増額を、目10タリイピアセンター費におきましては、給料で23万円、職員手当等で22万6,000円、共済費で１万円の増額を、項６保健体育費、目１保健体育総務費におきましては、給料で31万円、職員手当等で70万円、共済費で18万円の増額を、目３給食センター費におきましては、給料で10万8,000円、職員手当等で14万1,000円、共済費で14万5,000円の増額をそれぞれお願いをいたすものでございます。

続きまして、５ページは歳入につきまして御説明を申し上げます。

歳入は、款19繰越金、項１繰越金、目１繰越金につきましては、収支の均衡を図るため、3,536万1,000円の増額補正をお願いをいたすものでございます。

なお、11ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解賜りますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 令和6年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第80号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（若山隆史君） 日程第12、議第80号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第80号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ22万9,000円を追加し、予算総額を27億1,465万2,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、給与改定に伴い、人件費の補正をお願いいたすものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明させますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） 住民課長 岡野文紀君。

○住民課長（岡野文紀君） 私からは、住民課が所管いたします議第80号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,465万2,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。給与改定に伴いまして、節2給料で11万9,000円、節4共済費で11万円、それぞれ増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入、5ページでございます。

款10繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金で22万9,000円増額補正をお願いするものでございます。この繰越金によりまして、収支の均衡を図るものでございます。

なお、7ページからは給与費明細書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通し

をお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 令和6年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第81号 教育委員会委員の任命について

○議長（若山隆史君） 日程第13、議第81号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第81号 教育委員会委員の任命について、提案説明を申し上げます。

教育委員会委員 亀山桂子氏の任期が令和6年12月21日で満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（若山隆史君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第14 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（若山隆史君） 日程第14、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名については議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に藤塚康孝君及び若山隆史を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました藤塚康孝君及び若山隆史を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました藤塚康孝君及び若山隆史が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに決定しました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました藤塚康孝君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和6年第5回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時48分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 若 山 隆 史

会議録署名議員 江 上 裕 子

会議録署名議員 中 川 泰 一